

# 平成26年度 労働衛生行政のあらまし

化学物質による健康障害防止対策及びメンタルヘルス対策を中心に

神奈川県労働局

## 第1 神奈川県下における労働衛生の現状

職業性疾病の発生件数は長期的には減少傾向にありますが、熱中症や化学物質との接触による死亡災害が依然として発生しており、一酸化炭素などの化学物質との接触等による重大災害も発生しています。特に、平成23年に社会問題化した印刷会社における胆管がん発症問題を契機として、有機溶剤などの化学物質取扱い業務においては、労働衛生管理の徹底が求められています。

メンタルヘルス関係では、「平成24年労働者健康状況調査」(厚生労働省)の結果によると、メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者がいる事業所の割合は8.1%となっています。

平成25年の一般定期健康診断の有所見率は、依然として5割を超え、全国平均を上回っています。

### 1 脳・心臓疾患及び精神障害等の労災補償状況(図1、2)

脳、心臓疾患の労災請求件数は、平成25年度は62件で、前年より4件(7%)増加しました。また精神障害等の請求件数は、平成25年度は133件で、前年より42件(46%)増加しました。

図1 脳・心臓疾患の労災補償状況

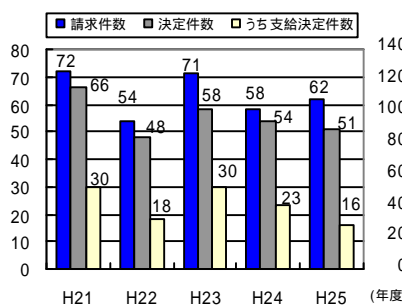
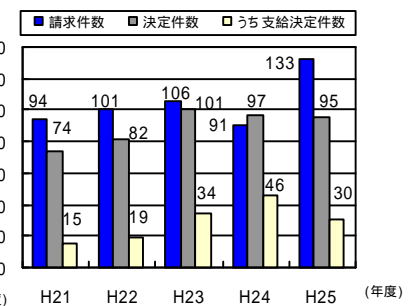


図2 精神障害等の労災補償状況



### 2 職業性疾病の発生状況(図3、4)

平成25年の職業性疾病による死亡者は、脳・心臓疾患によるものが3名、熱中症によるものが3名の合計6名です(前年より4名減)。

直近5年間における脳・心臓疾患による死亡の割合は約3分の2を占めています。

また、一度に3名以上が被災する重大災害は8件発生し、疥癬3件、食中毒2件、一酸化炭素中毒1件、塩素ガス中毒1件、結核感染1件となっています。

平成25年の職業性疾病による休業4日以上被災者数は560名で、前年比3%減少しました。そのうち腰痛は392件で全体の70%を占め、前年と同率です。腰痛を業種別に見ると、保健衛生業、商業、運輸交通業で多発しており、これら3業種で67%を占めています。

### 3 健康診断結果(図5)

平成25年の一般定期健康診断の有所見率は53.2%(全国平均53.0%)です。項目別では、血中脂質検査32.9%、血圧15.0%が高い率を示しています。

図3 職業性疾病発生状況

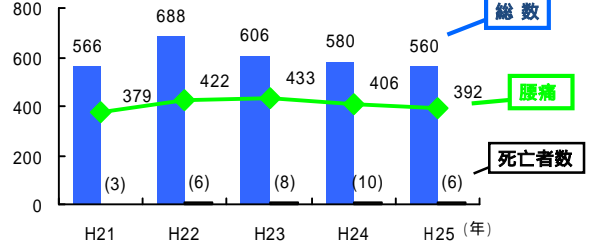


図4 職業性疾病による死亡災害(H21~H25)

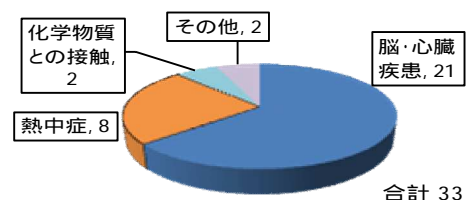
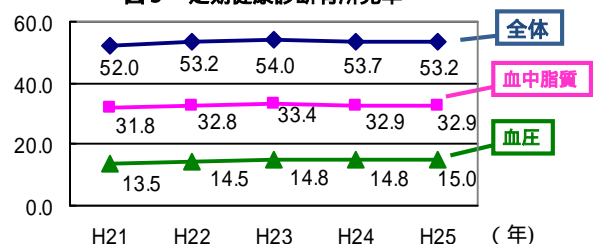


図5 定期健康診断有所見率



## 第2 平成26年度労働衛生行政の重点

- 1 化学物質による健康障害防止対策
- 2 職場におけるメンタルヘルス対策
- 3 過重労働による健康障害防止対策
- 4 石綿による健康障害防止対策
- 5 職業性疾病防止対策
- 6 職場における受動喫煙防止対策
- 7 健康づくり対策及び快適職場づくり対策

### 1 化学物質による健康障害防止対策

- (1) 化学物質を製造し又は取扱っている事業場に対し、**化学物質の表示・文書交付制度(SDS)**の周知及びSDSの有害性情報を活用した**化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針**に基づく調査とその結果に基づいた措置の実施の普及促進を図ります。
- (2) がん原性指針の対象物質について周知を図り、事業者に対し有害性の認識を高めます。
- (3) 化学物質に係る**リスクアセスメントの実施促進**を図ります。
- (4) 化学物質の管理の強化等を目的とした労働安全衛生法の改正について、周知及び指導の徹底を図ります。

### 2 メンタルヘルス対策

- (1) 「心の健康づくり計画」の策定等「**労働者の心の健康の保持増進のための指針**」に基づく措置の実施について、助言・指導を行います。
- (2) 事業場内の体制づくりについては**神奈川県産業保健総合支援センター**(第5参照)の活用を、また、50人未満の労働者を使用する事業場(小規模事業場)には、メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談等に関し**地域産業保健センター**の活用を勧奨します。そのほか、ポータルサイト「**こころの耳**」(**厚生労働省委託事業**)(<http://kokoro.mhlw.go.jp/>)の活用について、広く周知を図ります。
- (3) 労働者に対する**ストレスチェック制度**の創設に係る労働安全衛生法の改正について、周知を図ります。
- (4) 「**自殺予防マニュアル**」を活用し、労働者の自殺予防に必要な知識の普及・啓発を図ります。

### 3 過重労働による健康障害防止対策

- (1) **長時間労働者に対する医師による面接指導等**の実施の徹底を図ります。特に小規模事業場については、医師による面接指導の実施に当たり、**地域産業保健センターの利用勧奨**を図ります。
- (2) 「**過重労働による健康障害防止のための総合対策**」に基づき、下記の対策を推進します。
  - ・ 時間外・休日労働時間の削減
  - ・ 長時間労働による健康障害防止のための衛生委員会の機能強化
  - ・ 事業場基準による面接指導対象者の拡充及び面接指導の実施
  - ・ 過重労働による業務上の疾病を発生させた事業場に対する再発防止対策の徹底
  - ・ 裁量労働制対象労働者及び管理・監督者等についても、過重労働による健康障害が生じないよう健康を確保する責務があることについての、事業者への周知

### 4 石綿による健康障害防止対策

- (1) 今後の石綿による健康被害を未然に防止するため、石綿が使用されている建築物等の解体等の作業や建築物に吹き付けられた石綿の損傷等による労働者のばく露防止対策を重点として、石綿障害予防規則等に基づく措置の徹底を図るとともに、石綿の製造等の全面禁止について徹底を図ります。
- (2) 平成24年5月に策定された「**建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針**」に基づき、建築物等の解体等の作業時の事前調査と結果の掲示について指導します。
- (3) 関係行政機関と連携し、再生砕石への石綿含有廃棄物の混入防止に努めます。
- (4) 本年6月1日から施行された改正「**石綿障害予防規則**」の周知を図るとともに、当該規則に基づき吹き付けられた石綿の除去などについての措置の徹底を図ります。

## 5 職業性疾病防止対策

- (1) 粉じん障害防止対策については、平成 25 年度を初年度とする「**第 8 次粉じん障害防止総合対策**」及び「**ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン**」に基づき推進します。特に、神奈川県内において新規にじん肺管理区分が 2 以上で決定される割合の高いアーク溶接作業、金属等の研ま作業などの業務を重点対策とし、呼吸用保護具の適正な着用等の徹底を図ります。

また、平成 24 年に施行された改正粉じん障害防止規則及び改正じん肺法施行規則に基づき、呼吸用保護具の使用及びじん肺健康診断が適正に実施されるよう徹底を図ります。

- (2) 職業性疾病による死亡災害に直結する「**熱中症**」、「**一酸化炭素中毒**」及び「**酸素欠乏症等**」の防止対策の徹底を図ります。特に熱中症は、措置が遅れると重大な結果を招くおそれがあることから、早期警戒及び適切な作業計画による予防対策、W B G T 値(暑さ指数)の活用による作業環境管理、及び労働者の健康管理等の徹底を推進します。
- (3) 職場における腰痛予防対策については、社会福祉施設等を対象に、平成 25 年 6 月に改正された新しい**腰痛予防対策指針**に基づき業務の実態を踏まえた効果的な対策を講じるよう指導します。

## 6 職場における受動喫煙防止対策

あらゆる機会を捉え、職場における受動喫煙防止対策の必要性について事業者に対し周知を図るとともに、**受動喫煙防止対策助成金制度**の周知と活用を勧奨します。

受動喫煙防止対策助成金制度は、受動喫煙防止のため**喫煙室を設置しようとするすべての業種の中小企業事業主が対象**となります。助成額は**2 分の 1 の額(上限 200 万円)**です。工事の着工前に申請書等関係書類を神奈川労働局(健康課)へ提出して、あらかじめ交付決定を受ける必要があります。

(詳細は <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/index.html#01> を参照下さい。)

## 7 健康づくり及び快適職場づくり

- (1) 神奈川健康づくり推進会議及び健康づくりモデル事業場制度を通じ、「**事業場における労働者の健康保持増進のための指針**」等に基づく健康測定、運動指導、保健指導等の周知を図り、心身両面にわたる健康づくり(THP)の一層の普及促進を図ります。
- (2) 健康づくり全般を総合的に推進する一環として、9 月を「**職場の健康診断実施強化月間**」と位置付け、健康診断とその事後措置等の徹底を図ります。
- (3) 快適職場づくり推進については、関係指針の周知・啓発に努めます。

## 第 3 労働衛生関係法令や指針等の改正等について

**労働安全衛生法の改正(H26.6.25 公布。施行日は政令で定められます。)**

改正の概要は以下のとおりです。

### 1 化学物質についてリスクアセスメント実施の義務付け(平成 28 年 6 月までに施行予定)

一定の危険性・有害性が確認されている化学物質による危険性又は有害性の調査(リスクアセスメント)の実施が事業者の義務となります。

### 2 ストレスチェックの実施等の義務付け(平成 27 年 12 月までに施行予定)

常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を実施することが事業者の義務となります。**(労働者数 50 人未満の事業場については当分の間努力義務)**

検査結果は、医師、保健師等から直接本人に通知されます。検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申し出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じて、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じることが事業者の義務となります。

### 3 受動喫煙防止措置の努力義務(平成 27 年 6 月までに施行予定)

受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講じることが事業者の努力義務となります。

#### 4 重大な労働災害を繰り返す企業に対する大臣が指示、勧告、公表を行う制度導入（平成 27 年 6 月までに施行予定）

重大な労働災害を繰り返す企業に対して、厚生労働大臣が「特別安全衛生改善計画」の作成を指示することができるようになります。また、計画の作成指示に従わない場合などに大臣が勧告し、それにも従わない場合はその旨を公表することができるようになります。

#### 5 法第 88 条第 1 項の届出の廃止（平成 26 年 12 月までに施行予定）

建築物又は機械等の新設等を行う場合の事前の計画の届出（法第 88 条第 1 項）を廃止。

#### 6 電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定、譲渡制限の対象（平成 26 年 12 月までに施行予定）

#### 7 外国に立地する機関等への対応（平成 27 年 6 月までに施行予定）

検査・検定機関について、日本国内に事務所のない機関も登録できるようになります。

## 第 4 神奈川労働局の第 12 次労働災害防止推進計画における目標

### 1 計画の期間

平成 25 年 4 月～平成 30 年 3 月までの 5 年間

### 2 計画の全体目標

平成 29 年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を 15%以上減少（平成 24 年比）

平成 29 年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を 15%以上減少（同上）

### 3 重点とする健康確保・職業性疾病対策

#### （1）メンタルヘルス対策（平成 24 年度末の状況：1,308 事業場）

【目標】平成 29 年度末において心の健康づくり計画を策定している事業場数を 5,000 以上とする。

#### （2）過重労働による健康障害防止対策

【目標】長時間労働の排除と長時間労働者に対する医師による面接指導等の実施を推進する。

#### （3）化学物質対策（平成 24 年度末の状況：18.2%）

【目標】平成 29 年度末において危険有害性のある化学物質を取り扱う事業場の化学物質に係るリスクアセスメント実施事業場数の割合を 50%以上とする。

#### （4）腰痛予防対策（平成 24 年度末の状況：406 人）

【目標】平成 24 年と比較して平成 29 年の腰痛による休業 4 日以上の業務上疾病者数を 10%以上減少させる。

#### （5）熱中症対策（前 5 か年：102 人）

【目標】平成 20 年から平成 24 年までの 5 年間と比較して、平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間の熱中症による休業 4 日以上の死傷者数を 20%以上減少させる。

## 第 5 お知らせ

### 平成 26 年 4 月 1 日から産業保健活動総合支援事業がスタートしました。

これまでの産業保健推進センター事業、メンタルヘルス対策支援事業、及び地域産業保健事業の 3 つの事業を継承して一元化し、総合的な産業保健活動の支援を行う産業保健活動総合支援事業がスタートしました。この事業は、各都道府県に一つの拠点を置き、さらに労働基準監督署単位に各地域拠点を置いています。

神奈川では、都道府県拠点は神奈川産業保健総合支援センター（TEL045-410-1160）で、地域拠点は従来の地域産業保健センターです。なお、地域産業保健センターの所在地が変更になっているところもありますのでご注意ください。

（詳細は

[http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anken\\_eisei/hourei\\_seido/sangyouhokekkn.html](http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anken_eisei/hourei_seido/sangyouhokekkn.html) を参照下さい。）

（H26 - ）

「労働衛生行政のあらまし」、「第 12 次労働災害防止推進計画」は神奈川労働局ホームページに掲載しています。

： [http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anken\\_eisei/hourei\\_seido/eisei\\_aramasi.html](http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anken_eisei/hourei_seido/eisei_aramasi.html)

： [http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anken\\_eisei/hourei\\_seido/saiboukeikaku.html](http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anken_eisei/hourei_seido/saiboukeikaku.html)